

## ワンストップ窓口における里山整備支援業務の審査資料作成等について

### 1 業務概要

2024（令和6）～2028（令和10）年度の里山整備支援事業（以下、「事業」という）実施にあたり、事業採択の適否を審査する事業計画書審査会に森林整備専門家として付する意見書を作成する。また、事業実施団体（実施検討団体含む）からの森林整備に係る相談対応を行う。

### 2 業務内容

#### (1) 事業実施予定地現地確認および意見書作成業務

受託者は事業計画書を受領した場合は、申請団体立ち合いの上で、事業実施予定地の現地確認およびヒアリングを行う。また、現地確認結果をもとに、審査員による事業計画書審査の一助となる意見書を作成し、計画書の受領後原則 15 日以内に神戸市に提出する。

数量：1 団体につき 1 式（意見書様式は別添記述例参照）

#### (2) 森林整備相談対応業務

事業実施団体のほか、実施検討団体からの相談に随時対応する。対応後は対応記録（様式自由）を作成し、随時神戸市に提出する。

数量：1 団体につき 3 回まで（現地確認は含まない）

### 3 想定件数

各年度 10 件程度（北区・西区・その他事業を実施する地域を全て合計したもの）を想定する。

なお、件数が 10 件を超過する場合は協議の上対応を決定する。

### 4 事業計画書の共有

神戸市は事業募集期間中に提出のあった事業計画書を随時受託者に送付するものとする。

### 5 その他

#### (1) 連絡調整について

事業実施団体と受注者との連絡調整は原則農業振興センターまたは農政計画課を通じ行うものとするが、事業実施団体が希望する場合この限りでない。